No. 142

小作爭議調査表

（月報番號第九三號）

（昭和十年八月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
小倉市大字小熊野	地主 平田三代吉 小作人 岩本乃太郎	北九州不動産管理株式会社	地主は十数年前より小作人に耕作せしめ来りたるも口約にて契約書を交し居らざる間偶々五月二日不動産管理会社に委任し契約書差入要求の通知状を発送せり、小作人は直ちに日農へ報告し小作契約書の内容調査せんとして会社と折衝し契約書案の借用を申込みたるも拒絶せられたり。	小作契約書差入要求	小作契約書案の借用を拒絶せられたる為其後退去したる日農北九州聯合会長羽野與吉外小作人は地主宅に会見有力者斡旋せしも態度不誠意なるを憤慨し土地引上げに対しては徹底的抗争を為し土地会社側の工作を阻止せり。 六月五日斉藤弁護士は更に関係小作人岩田熊八外二名（一反四畝二十六歩）に対し調停に依る小作契約を結ぶべく調停申請を為す 七月二十二日第一回調停委員会を開催、小作人側は前三年分の小作料を勘定猶予せられたるも為地主側提示の小作条件如何に依りては調停に応ずることとなり地主側も一応会社と打合することとなれり、 八月六日第二回目を開催したるも解決困難なる為両者代表者離れ本件の外調停に付することとなりたる見込斉藤弁護士立会の上地主側は何等の條件なく小作人側の巧妙なる策戦にて地主側の小作契約案は一蹴され右記の調停案にて解決せり。
發生	**關係地種類面積**	**小作人關係團体**			
昭和十年五月二日	田 二反二畝二十七歩	日農九州同盟会岩田支部			
終熄					
昭和〃年八月六日					

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考